

株式会社チヨダ定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社チヨダと称し、その英文名をCHIYODA CO., LTD.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 靴およびゴム履物の製造および販売
2. 皮製品その他各種装粧品の加工および販売
3. 衣料品の製造および販売
4. スポーツ用品の販売
5. 玩具類、日用雑貨品および家庭用電気製品の販売
6. 食料品の販売
7. 不動産の賃貸業務
8. 遊戯場の経営
9. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都杉並区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行なう。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、110,150,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第12条（基準日）

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は隨時必要に応じてこれを招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議長の権限）

議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

第17条（決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

②会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

②株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

- ②取締役会はその決議をもって取締役の中から取締役会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会において定める。

第26条（取締役会）

取締役会は取締役をもって構成する。

- ②取締役会に関する事項は取締役会で定める取締役会規程による。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額とする。

第5章 監査役、監査役会および会計監査人

第28条（監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内を置く。

第29条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第32条（報酬等）

監査役の報酬等は株主総会において定める。

第33条（監査役会）

監査役会は監査役をもって構成する。

②監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。

第34条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第39条（期末配当金）

当会社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

第40条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

第41条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（2022年5月26日 改正）